

受講継続支援について

1. 訓練生同士・講師とのコミュニケーション機会の確保

スクーリングがない訓練については、ビジネスチャット等を活用し訓練生同士、および訓練生と講師の間で円滑にコミュニケーションが取れる機会を確保すること。

2. 受講継続勧奨・学習支援（伴走支援）の実施

(1) 伴走支援の実施内容

- ・対面、Web 会議、オンライン掲示板、ビジネスチャット、メール等を用いて受講継続や理解促進のための伴走支援を行うこと。
- ・訓練内容に関する問い合わせに対応すること。
- ・受講状況や習得状況に課題がある訓練生に対し、訓練機関から能動的に支援を行うこと。
- ・確認テストが不合格だった訓練生に対し、合格基準に達するまで支援を行うこと。

(2) 実施体制・環境整備

- ・伴走支援の連絡先、実施方法等を訓練生に周知すること。
- ・適切に伴走支援を実施できる環境を整備すること。
- ・問い合わせに随時対応できる体制を確保すること。
- ・対応時間をオリエンテーション等で周知すること。

(3) 伴走支援体制の整備

- ・各訓練コースにつき、1 名以上の伴走支援者を配置すること。
(講師が伴走支援者を兼ねることは可)

3. ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング

(1) 実施体制

次のいずれかの資格等を有する者を配置すること。

キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1 級または 2 級）、職業訓練指導員免許保有者

上記者が、ジョブ・カードの各様式を活用して（「キャリア・プランシート（様式 1 - 1）」、「職務経歴シート（様式 2）」、「職業能力証明（免許・資格）シート（様式 3 - 1）」、「職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート（様式 3 - 2）」及び「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式 3 - 3 - 4）」）キャリアコンサルティングを実施すること。

(2) 実施時期・回数

- ・訓練開始後 1 か月以内に 1 回、必ず実施すること。
- ・訓練期間中に、当該 1 回を含め 3 回以上実施することが望ましい。
- ・残りの実施時期は、訓練生の意向等を踏まえ適切に設定すること。

4. 公共職業安定所（ハローワーク）による就職支援の利用促進

就職支援を希望する訓練生を把握した場合、ハローワークインターネットサービスによる求職申込みを促すとともに、職業相談（オンライン相談含む）の利用を案内すること。

希望者が円滑にハローワークを利用できるよう、あらかじめ体制等を整備すること。また、就職支援を希望しない訓練生に対しても、ハローワークによる就職支援等の情報提供を行うこと。

5. 継続支援の事例収集・提供

実施した継続支援について、効果的であった支援内容、課題となった点をアンケート等により把握・収集すること

【マイジョブカード】

<https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

【能力評価に関する参考サイト】

- ・厚生労働省「職業能力評価基準」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/syokunou/index.html

- ・厚生労働省「モデル評価シート」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jobcard05.html